

大治町地域防災計画

—原子力災害対策計画—

(令和6年3月修正)

この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。

用 語	解 説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピーディネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 k m。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30 k m他。 ※第1編第1章第5節3(2)参照
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。 （関連：p17表2各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組について）
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。 （関連：p32 表3O I Lと防護措置について）

用 語	解 説
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加圧水型原子炉（PWR）に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼働している原子力発電所は全て軽水炉。
BWR	Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉 原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。
PWR	Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。
F B R	Fast Breeder Reactor 高速増殖炉 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。
A T R	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。
B q (ベクレル)	放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
G y (グレイ)	放射線のある物体に当たった場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1kgあたり1 J（ジュール）のエネルギーを吸収したときに1 G y となる。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
c p m	Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということの意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム137の半減期は約30年。セシウム134は約2年。

用 語	解 説
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素131の半減期は8日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間（期間）。

目次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び基本方針	1
第3節 計画の構成	2
第4節 災害の想定	2
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	3
第6節 町地域防災計画の作成又は修正	39
第7節 今後の検討課題について	39
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	40
第1節 実施責任者	40
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	41
第2編 災害予防	44
第1章 放射性物質災害予防対策	44
第1節 防災対策の実施	44
第2節 放射線防護資機材等の整備	44
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	45
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	45
第2章 原子力災害予防対策	46
第1節 原子力防災に係る専門家との連携	46
第2節 防災対策の実施	47
第3節 避難所等の確保	47
第4節 環境放射線モニタリングの実施等	47
第5節 緊急輸送態勢の確保	47
第6節 健康被害防止に係る整備	48
第7節 風評被害対策	48
第8節 町民等への的確な情報伝達系統体制の整備	48
第9節 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発	49
第10節 原子力防災業務関係者に対する研修	49
第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	49
第3編 災害応急対策	50
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	50
第1節 大治町災害対策本部の設置・運営	50

第2節	防災関係機関における活動体制等.....	51
第3節	原子力防災業務関係者の安全確保.....	52
第4節	職員の派遣要請.....	52
第2章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	53
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	53
第2節	放射線障害の発生又は拡大防止措置	54
第3節	警戒区域の設定及び町民等の立入り制限、避難誘導等の措置.....	54
第4節	消防活動（消火・救助・救急）	54
第5節	広報活動の実施.....	54
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	54
第7節	医療関係活動	54
第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	55
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	56
第2節	専門知識を有する職員の派遣要請.....	57
第3節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	57
第4節	原子力災害合同対策協議会への出席	58
第5節	町民に対する屋内退避、避難指示.....	58
第6節	町民等への的確な情報伝達.....	58
第7節	医療関係活動	59
第8節	消防活動（消火・救助・救急）	59
第9節	自衛隊への災害派遣要請等.....	59
第10節	汚染された食品等の流通防止	59
第11節	交通の確保	60
第12節	輸送の確保	60
第13節	輻輳対策.....	60
第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策.....	61
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	62
第2節	緊急事態応急対策等の実施.....	63
第3節	活動態勢の強化.....	63
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	63
第5節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	64
第6節	町民等への的確な情報伝達.....	64
第7節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動.....	64
第8節	医療関係活動	65
第9節	消防庁からの要請に基づく消防活動	66
第10節	放射性物質による汚染の除去	66
第11節	緊急輸送・交通の確保	66
第12節	飲料水・食品等の摂取制限等	67
第13節	社会秩序の維持対策の実施.....	68

第14節	風評被害等の影響の軽減	68
第15節	輻輳対策	68
第16節	県外からの避難者の受入れ	68
第4編	災害復旧	70
第1節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	70
第2節	放射性物質による汚染の除去	70
第3節	各種制限措置の解除	71
第4節	心身の健康相談の実施	71
第5節	風評被害等の影響の軽減	71
第6節	被災中小企業等に対する支援	71
第7節	物価動向の把握	71
第8節	復旧・復興事業からの暴力団排除	72
第9節	災害地域に係る記録等の作成	72

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、町民の不安を解消し、安全安心な町民生活を確保することにより、町の防災責務である町民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画—原子力災害対策計画—

- (1) この計画は、災対法第42条の規定に基づき作成されている「大治町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震・津波災害対策計画」によるものとする。
- (2) この計画を効果的に推進するため、町及び県は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) 町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「大治町総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

また、町、防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本町をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

第3節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

この計画の構成の主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、 防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 災害の想定

想定した災害は、次のとおりである。

(1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。）の扱いに係る災害をいう。

(2) 原子力災害

核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質及び核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。なお、本計画において想定する県外の原子力発電所等は次表のとおりである。

(令和6年2月10日現在)

原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中（82.6 万kW）	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	定期検査中	加圧水型
			4号機	運転中（118.0 万kW）	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	運転中（82.6 万kW）	加圧水型
			2号機	運転中（82.6 万kW）	加圧水型
			3号機	運転中（87.0 万kW）	加圧水型
			4号機	定期検査中	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	—	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉
新型転換炉 ふげん		福井県敦賀市明神町	—	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1-1から表1-3までの前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）を踏まえ、原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、町民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から表1-3の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に町民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難町民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取

制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

3 原子力災害対策重点区域

(1) 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

(2) 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(ア) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3～5 k m の間で設定すること（5 k m を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(イ) 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るU P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から 5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 30 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号、以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 34 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径 5 k mを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとする。

※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 14 号）において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

熱出力が 10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5 k m
熱出力が 2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500m

ウ 加工施設

(ア) ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン 235 の取扱量が 0.008 T B q 未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

ウラン 235 の取扱量が 0.08 T B q 以上の加工施設	5 k m
ウラン 235 の取扱量が 0.08 T B q 未満の加工施設	1 k m
敷地境界から 500m以内での取扱量が 0.008 T B q 未満の加工施設	500m

(イ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径 1 k mを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

エ 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径 5 k mを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- ・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- ・熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が 2MW以下の試験研究用等原子炉施設
- ・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン 235 の取扱量が 0.008 T B q 未満のもの
- ・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

原子力災害対策計画
第1編 総 則
第1章 計画の目的・方針

表1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採る事を想定される措置等（1／2）

（発電用原子炉3（2）アただし書の場合を除く。）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			P A Z （～概ね5km）				U P Z （概ね5～30km）				U P Z 外（概ね30km～） ※防護措置や協力などが必要とされた範囲に限る。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
			・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国への通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国への通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	・緊急時モニタリングの準備	—	—	—	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	ただし全面緊急事態に該当する場合を除く。） 施設敷地緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体への通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・地方公共団体への通報	—	—	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民等への注意喚起	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を指示 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。） 全面緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・地方公共団体へ通報	—	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・町民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の地方公共団体に応援要請	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達	—	【避難】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲狀腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

原子力災害対策計画
第1編 総 則
第1章 計画の目的・方針

表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

O I L	O I L 1	事業 者	原子 力	P A Z（～概ね5km）※1				U P Z（概ね5～30km）				U P Z 外（概ね30km～）			
				体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	団 体	事業 者	—	—	—	—	—	・国及び地方公共団体 へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの 協力	—	—	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
			地方公 共団体	—	—	—	—	—	・町民等へ情報伝達	・緊急時モニタリ ングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実 施	—	—	—	【避難】 ・（近）避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの 実施
			国	—	—	—	—	—	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報 の収集・分析 ・緊急時モニタリ ングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が 困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モ ニタリングの実施を指示	—	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）地方公共団体に避難の実施を 指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量 モニタリングの実施を指示
	スクリー ニングに採る 基準	団 体	事業 者	—	—	—	—	—	・国及び地方公共団体 へ通報	—	—	—	・緊急時モニタリ ングの実施及び支 援	—	—
			地方公 共団体	—	—	—	—	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリ ングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	—	・町民等への情報伝達	—	—
			国	—	—	—	—	—	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報 の収集・分析 ・緊急時モニタリ ングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の 決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物 質の濃度測定を指示	—	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情 報の収集・分析 ・緊急時モニタリ ングの実施及び支 援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を 指示
	O I L 4	団 体	事業 者	—	—	—	—	—	・国及び地方公共団体 へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協 力	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
			地方公 共団体	—	—	—	—	—	・町民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	—	・町民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
			国	—	—	—	—	—	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	—	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	団 体	事業 者	—	—	—	—	—	・国及び地方公共団体 へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリ ングへの協力	—	—	・緊急時モニタリ ングの実施及び支 援	—
			地方公 共団体	—	—	—	—	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリ ングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実 施	—	・町民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリ ングの実施
			国	—	—	—	—	—	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報 の収集・分析 ・緊急時モニタリ ングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指 示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モ ニタリングの実施を指示	—	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情 報の収集・分析 ・緊急時モニタリ ングの実施及び支 援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）地方公共団体に一時移転の実 施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく 線量モニタリングの実施を指示
	O I L 6	団 体	事業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			地方公 共団体	—	—	—	—	—	・町民等への情報伝達	・個別品目の放射 性物質の濃度測定を 実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—	・町民等への情報伝達	・個別品目の放射 性物質の濃度測定 を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
			国	—	—	—	—	—	・地方公共団体への情 報伝達 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射 性物質の濃度測定結 果の収集・分析 ・個別の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実 施を指示	—	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・個別品目の放射 性物質の濃度測定 結果の収集・分析 ・個別の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物制限の実施を指示

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z内は避難を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）

（試験研究原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉3(2)アただし書きの場合に限る。）
注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			UPZ				UPZ 外※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事業者 原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—
		公共団体 地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	緊急時モニタリングの準備のための調整	—
	施設敷地緊急事態 （原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		公共団体 地方	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民等への注意喚起	—	—
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
	全面緊急事態 （原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		公共団体 地方	・要員追加参集	・町民等への情報提供	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達	—	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

※ 3(2)イ～エに掲げるもの。

原子力災害対策計画
第1編 総則
第1章 計画の目的・方針

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

（試験研究原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉3（2）あたし書きの場合に限る。）
注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			UPZ				UPZ外※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る				
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
OIL	OIL1	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体への通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	—	—	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	—
		団体 公共地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	—	—	—	【避難】 ・（近）避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・（遠）地方公共団体に避難受入れを要請
	スクリーニングに係る基準	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	—	—	—	・緊急時モニタリング情報の実施及び支援	—	—
		団体 公共地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	—	・町民等への情報伝達	—	—	—
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	—
	OIL4	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力	—
		団体 公共地方	—	・町民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染の実施	—	・町民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力	—
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難待機時検査及び簡易除染の指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染の指示	—
	OIL2	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	—
		団体 公共地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	—	・町民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・（遠）地方公共団体に一時移転の池入れを要請
	OIL6	事業者 原子力	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		公共地方 団体	—	・町民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—	・町民への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	—

※ 3（2）イ～エに掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 （原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	（原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。） 施設敷地緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—
	（原災法15条の原子力緊急対応宣言の基準を採用。） 全面緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—

※ 3(2)オに掲げるもの。

表1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL 1	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体 地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	スクリーニング 基準 に 係 る	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		公共団体 地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL 4	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【避難退城時検査及び簡易除染】 ・避難退城時検査及び簡易除染への協力
		公共団体 地方	—	・町民等への情報伝達	—	【避難退城時検査及び簡易除染】 ・避難退城時検査及び簡易除染の実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退城時検査及び簡易除染】 ・避難退城時検査及び簡易除染の指示
	OIL 2	事業者 原子力	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体 地方	—	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	OIL 6	事業者 原子力	—	—	—	—
		公共団体 地方	—	・町民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示

※ 3(2)オに掲げるもの。

図1 防護措置実施のフローの例

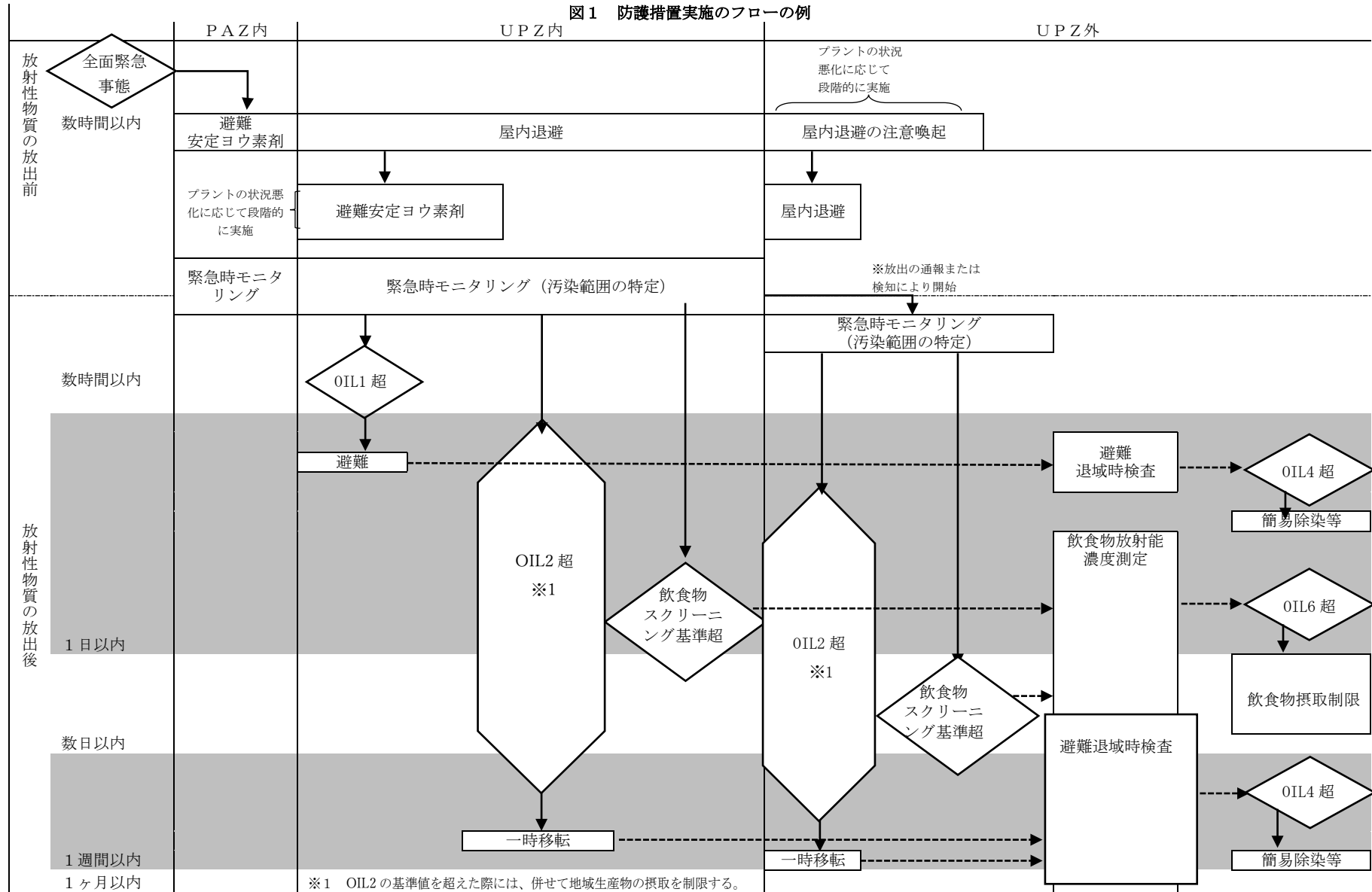


表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
---	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。

- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑨ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 ⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までの掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態に該当するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている町民の退去を準備する。

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入している町民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の町民の屋内退避を準備する。

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の町民の屋内退避を開始する。

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。 ② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。 ⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。 ⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。 ⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑫ 当該再処理施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 制御室が使用できなくなること。 ③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑤ セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。 ⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	UPZ内の町民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ③ セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。 ④ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を行う。 UPZのみが設定される場合は、UPZ内の町民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の町民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	O I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

O I L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L1の基準値を超えた場合、O I L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

第6節 町地域防災計画の作成又は修正

町防災会議は、原子力災害対策に係る町地域防災計画を地域の実情に応じて作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、付録に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて、本計画に反映させることとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任者

1 町

町は、災対法の基本理念にのっとり町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり町の区域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱**1 町**

機関名	内 容
町	(1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (6) 屋内退避、避難指示を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (11) 各種制限措置の解除の指示を行う。 (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。

2 県

機関名	内 容
県	(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 環境放射線モニタリングを実施する。 (4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (5) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (6) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (10) 緊急輸送体制を確保する。 (11) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (13) 各種制限措置の解除の指示を行う。 (14) 心身の健康相談体制の整備を行う。

3 津島警察署

機関名	内 容
津島警察署	(1) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (2) 交通管理体制の整備を行う。 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。 (4) 町民等への情報伝達活動を行う。

	(5) 警察庁等への通報を行う。 (6) 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。 (7) 社会秩序の維持を行う。
--	--

4 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 事故の発生に係る警察庁等への通報を行う。 (2) 広域交通規制の調整を行う。
東海農政局	農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。
中部運輸局	輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整を行う。
名古屋地方気象台	放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供を行う。
愛知労働局	(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。 (2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。
国土地理院中部地方測量部	関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

5 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。 (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。 (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

6 指定公共機関（原子力事業者を除く）

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社名古屋支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

KDDI株式会社、 ソフトバンク株式 会社、楽天モバイル 株式会社	
--	--

7 指定地方公共機関

機関名	内 容
一般社団法人 愛知県トラック協 会	原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策

■ 基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
事業者	第1節 防災対策の実施 第2節 放射線防護資機材等の整備
町	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握
県	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握
津島警察署	第2節 放射線防護資機材等の整備
愛知労働局	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

第1節 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

第2節 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、県、町、津島警察署、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

町、県及び愛知労働局は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、町及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

第2章 原子力災害予防対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
原子力事業者	第2節 防災対策の実施 第6節2 放射線防護資機材等の整備
町	第1節1 専門家の派遣要請の手続きの確認 第3節 避難所等の確保 第4節2 可搬型測定機器の取扱の習熟 第6節1 原子力災害に対応する医療機関の把握 第6節2 放射線防護資機材等の整備 第6節3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第7節 風評被害対策 第8節 町民等への的確な情報伝達系統体制の整備 第9節 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発 第10節 原子力防災業務関係者に対する研修 第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施
県	第1節1 専門家の派遣要請の手続きの確認 第4節1 環境放射線モニタリングの実施 第4節2 可搬型測定機器の取扱の習熟 第6節1 原子力災害に対応する医療機関の把握 第6節2 放射線防護資機材等の整備 第6節3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第7節 風評被害対策 第8節 町民等への的確な情報伝達系統体制の整備 第9節 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発 第10節 原子力防災業務関係者に対する研修 第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施
津島警察署	第5節 緊急輸送態勢の確保 第6節2 放射線防護資機材等の整備

第1節 原子力防災に係る専門家との連携

1 専門家の派遣要請の手続きの確認

町及び県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の

派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第2節 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

第3節 避難所等の確保

町は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設を選定する。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。さらに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第4節 環境放射線モニタリングの実施等

1 環境放射線モニタリングの実施

県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が、内閣府及び原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。

2 可搬型測定機器の取扱の習熟

町及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

第5節 緊急輸送態勢の確保

津島警察署は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。

第6節 健康被害防止に係る整備

1 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、町及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、町、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

町及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

町及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速にできるよう、体制の整備を図る。

5 原子力災害医療調整官の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

第7節 風評被害対策

- (1) 町及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。
- (2) 町及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 町及び県は町民に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、第9節に定める「原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発」を行う。

第8節 町民等への的確な情報伝達系統体制の整備

- (1) 県は、町及び国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 町及び県は、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 県は、町及び国と連携し、県民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めるものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、町及び国と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺

町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

- (5) 町は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Web サイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能及びSNSを含む。）、固定電話、FAX、町内Wi-Fiネットワーク、IP告知システム等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町及び県は、町民に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 町、県及び4原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）が講じる対策の内容に関すること。
- (4) 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第10節 原子力防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、町及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (7) 緊急時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

町及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）に協力を求める。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 町長は、原子力緊急事態宣言があったときは、災害対策基本法第23条の2及び原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
町	第1節 大治町災害対策本部の設置・運営 第3節 原子力防災業務関係者の安全確保 第4節 職員の派遣要請
県	第3節 原子力防災業務関係者の安全確保 第4節 職員の派遣要請
防災関係機関	第2節 防災関係機関における活動体制等 第3節 原子力防災業務関係者の安全確保

第1節 大治町災害対策本部の設置・運営

1 組織及び活動体制

- (1) 町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定める。
- (2) 県の災害情報センターは県自治センター6階の災害情報センター室に設置する。

2 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

- (1) 町は、原子力緊急事態宣言があったときには、大治町災害対策本部を直ちに設置する。
また、町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- (2) 県災害対策本部は、県自治センター6階の情報センター室に設置する。

3 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

（非常配備体制）

区分	参集基準
第1非常配備	・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき。 ・ごく小規模の災害が発生したとき。 ・緊急事態区分（警戒事態）及び緊急事態区分（施設敷地緊急事態）の事象が発生したとき。 ・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。
第2非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。 ・緊急事態区分（全面緊急事態）の事象が発生したとき。 ・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本町に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。
第3非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき。 ・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本町に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき。 ・特に町長が必要と認めたとき。

第2節 防災関係機関における活動体制等

1 組織及び活動態勢

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

2 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第3節 原子力防災業務関係者の安全確保

1 原子力防災業務関係者の安全確保方針

原子力防災業務関係者の被ばく管理に関しては、原則として原子力防災業務に携わる各機関の責任で行う。

県は必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

2 防護対策

町、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

また、県は、必要に応じ、町等やその他防災関係機関に対して、防護対策に必要な情報を提供するものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、町長は、知事に対してあっせンを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、町長は知事に対し、あっせンを求めることができる。

第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

■ 基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域町民等を放射線から守るため、第一次責任者である事業所のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内避難・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、町地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
事業者	第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置
津島警察署	第5節 広報活動の実施
町	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第3節 警戒区域の設定及び町民等の立入り制限、退去等の措置 第4節 消防活動（消火・救助・救急） 第5節 広報活動の実施 第7節 医療関係活動
県	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第7節 医療関係活動

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 事故の発生に係る県等への連絡

町は、事業者等から、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

2 事故の発生に係る情報収集及び防災関係機関への連絡

町は、事業者等から、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。

また、県、津島警察署、消防庁等防災関係機関への情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要及び対策等を連絡する。

3 情報の伝達系統

本編第3章第1節3「伝達系統」に準ずるとする。

第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第3節 警戒区域の設定及び町民等の立入り制限、避難誘導等の措置

1 警戒区域の設定及び町民等の立入り制限、退去等の措置

町は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、町民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、町民に対し広報活動を行うものとする。

2 周辺町民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

津島警察署は、町と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺町民、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第4節 消防活動（消火・救助・救急）

町は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第5節 広報活動の実施

町及び津島警察署は、協同して周辺町民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、県、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第7節 医療関係活動

- (1) 町及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 町及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、町民の二次的災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。
- 放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径 10 km程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、町民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、「放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策」の対策に加え対策をとるものとする。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内避難・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、町地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
町	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第5節2 避難指示 第6節1 町民等への情報伝達活動 第6節2 町民等からの問い合わせに対する対応 第7節 医療関係活動 第8節 消防活動（消火・救助・救急） 第10節 汚染された食品等の流通防止
県	第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第5節3 広報活動等による避難等の支援 第6節1 町民等への情報伝達活動 第6節2 町民等からの問い合わせに対する対応 第7節 医療関係活動 第9節1 自衛隊への災害派遣要請

津島警察署	第5節4 周辺町民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 第6節1 町民等への情報伝達活動 第11節1 交通規制の実施
中部管区警察局	第11節2 広域交通規制の調整
自衛隊	第9節2 災害派遣要請に基づく活動
中部運輸局	第12節 輸送の確保
西日本電信電話株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会 社、KDDI株式会社、株 式会社NTTドコモ、ソ フトバンク株式会社、楽 天モバイル株式会社	第13節 輻輳対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 事故の発生に係る県等への連絡

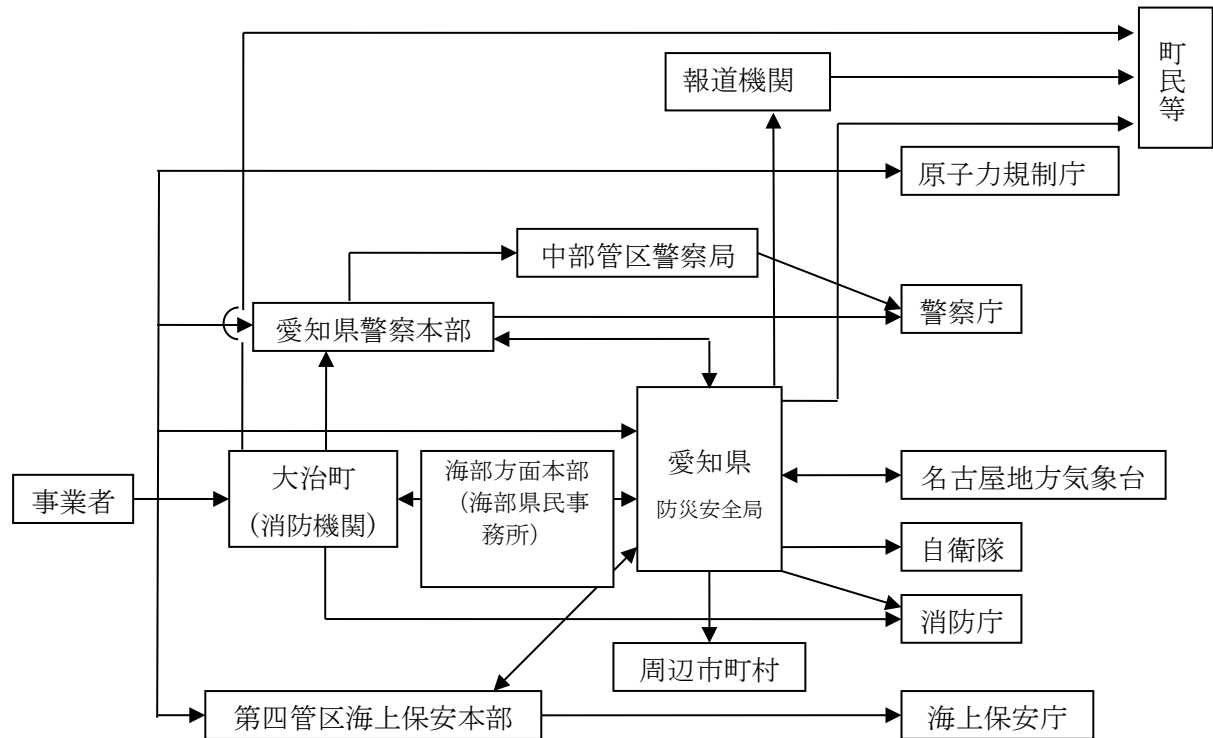
本編第2章第1節1「事故の発生に係る県等への連絡」に準ずるとする。

2 事故の発生に係る情報収集及び防災関係機関への連絡

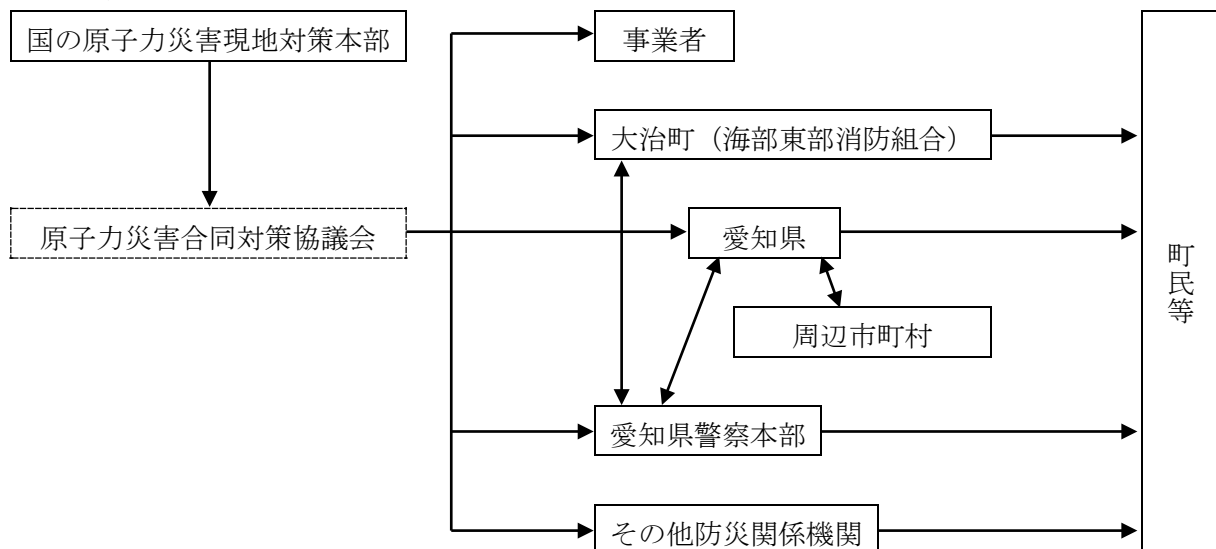
本編第2章第1節2「事故の発生に係る情報収集及び防災関係機関への連絡」に準ずるとする。

3 伝達系統

(1) 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 緊急事態が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2節 専門知識を有する職員の派遣要請

町及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、県、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第4節 原子力災害合同対策協議会への出席

町及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第5節 町民に対する屋内退避、避難指示

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 避難指示

町長は、必要に応じて避難指示等を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の町民等の屋内退避、避難指示等を速やかに実施する。

3 広報活動等による避難等の支援

町は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の町民等が放射線の影響を受けないように、町民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

4 周辺町民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

津島警察署は、町と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺町民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第6節 町民等への的確な情報伝達

1 町民等への情報伝達活動

町、県及び津島警察署は、連携して町民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 町民等から問い合わせに対する対応

町及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。

第7節 医療関係活動

- (1) 町及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 町及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第8節 消防活動（消火・救助・救急）

町、消防本部、消防署は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第9節 自衛隊への災害派遣要請等

1 自衛隊への災害派遣要請

町は、受入体制を整え、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請に基づく活動

自衛隊は、災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、その他を行うものとする。

第10節 汚染された食品等の流通防止

町は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100 ベクレル/kg
乳児用食品※2	50 ベクレル/kg
牛乳※3	50 ベクレル/kg
飲料水	10 ベクレル/kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第11節 交通の確保

1 交通規制の実施

津島警察署は、必要に応じて交通規制を実施する。

2 広域交通規制の調整

中部管区警察局は、広域交通規制の調整を行うものとする。

第12節 輸送の確保

中部運輸局は、輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

第13節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

■ 基本方針

- 4 原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、町に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、町民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内避難・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、町地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
4 原子力事業者	第2節 緊急事態応急対策等の実施 第10節 1 放射性物質による汚染の除去
県	第3節 活動態勢の強化 第4節 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第6節 1 町民等への情報伝達活動 第6節 2 町民等からの問い合わせに対する対応 第7節 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第7節 3 広域避難活動 第7節 4 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 第8節 医療関係活動 第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動 第10節 2 放射性物質による汚染除去への協力 第11節 1 緊急輸送体制の確立 第12節 1 飲料水・食品等の摂取制限等 第12節 2 農林水産物の採取及び出荷制限 第12節 3 汚染された食品等の流通防止 第14節 風評被害等の影響の軽減 第16節 県外からの避難者の受入れ
町	第1節 1 町内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第6節 1 町民等への情報伝達活動 第6節 2 町民等からの問い合わせに対する対応 第7節 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第7節 3 広域避難活動

	第8節 医療関係活動 第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動 第10節 2 放射性物質による汚染除去への協力 第12節 2 農林水産物の採取及び出荷制限 第12節 3 汚染された食品等の流通防止 第13節 1 治安の確保 第13節 2 流言飛語の防止 第14節 風評被害等の影響の軽減 第16節 県外からの避難者の受入れ
水道事業者等	第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第12節 1 飲料水・食品等の摂取制限等
津島警察署	第7節 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第11節 2 緊急輸送の支援 第13節 1 治安の確保
自衛隊	第7節 2 広域避難活動
各鉄道事業者	第7節 2 広域避難活動
一般社団法人愛知県トラック協会	第11節 1 緊急輸送体制の確立
防災関係機関	第10節 2 放射性物質による汚染除去への協力
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	第15節 輻輳対策

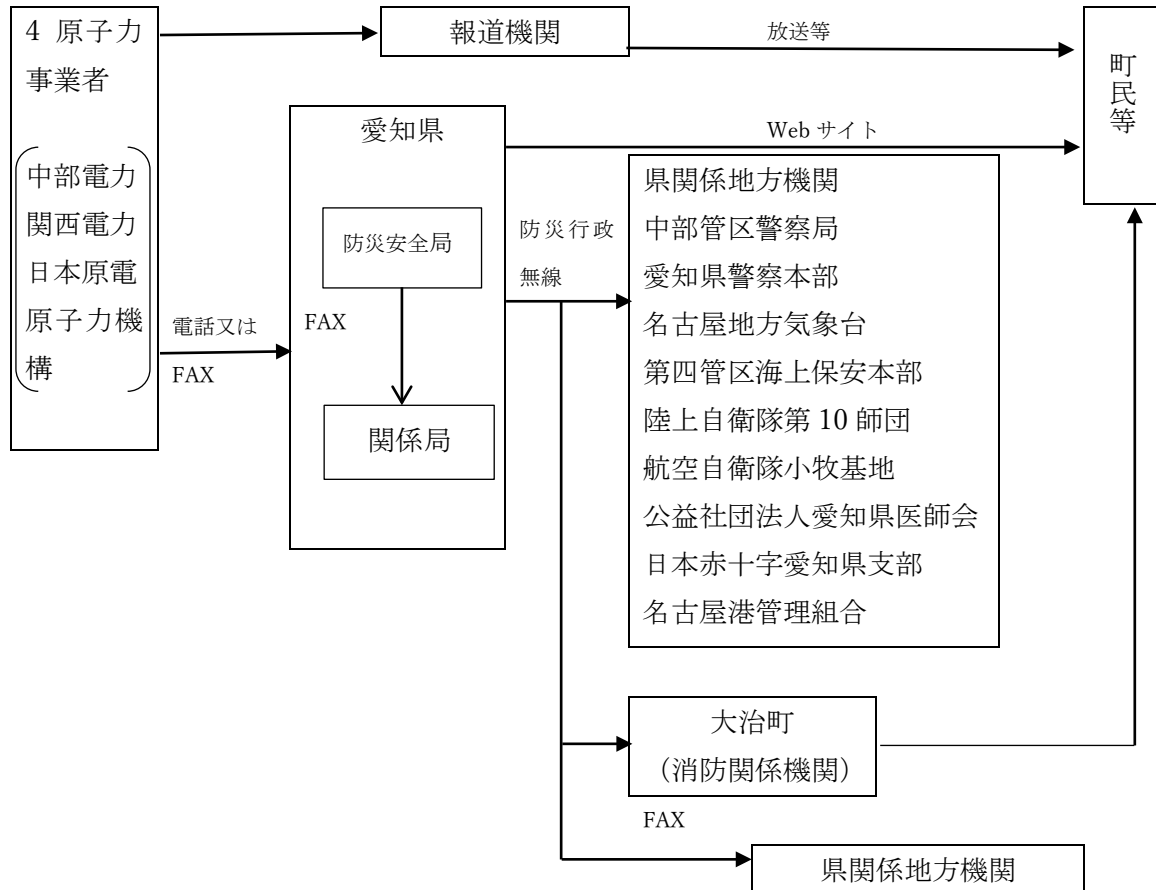
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 町内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、町民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、町及び県が行う応急対策について協議する。

2 防災関係機関への情報伝達

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



第2節 緊急事態応急対策等の実施

4 原子力事業者は、以下の緊急事態応急対策を行う。

- (1) 通報連絡等
- (2) 応急措置の実施
- (3) 緊急事態応急対策

第3節 活動態勢の強化

1 アドバイザーへの協力要請

県は、必要に応じ、アドバイザーへ協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

- (1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調

査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて町民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに町民等に情報提供する。

町は、県が実施する環境放射線モニタリング及び結果の公表に協力する。

- (2) 町は、モニタリング結果の公表にあたっては、町民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

町及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第6節 町民等への的確な情報伝達

1 町民等への情報伝達活動

町及び県は、町民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 町民等から問い合わせに対する対応

町及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。

第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 町及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、町民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

- ウ 消防本部の広報車等による広報活動
 - エ 町の防災行政無線や広報車等による広報活動
 - オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - カ インターネット、Web サイト等の活用による情報提供
- (2) 町長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。
- ア 屋内退避対象地域の町民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。
必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
 - イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、町民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域町民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (3) 津島警察署は、町が上記(2)の措置を講ずる場合、町と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺町民、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

3 広域避難活動

- (1) 国等からの指示に基づき、町の区域を越えて避難を行う必要が生じた町（以下「要避難町」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (2) 要避難町と指定された場合には、国等からの指示に基づき、避難者の把握、町民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (3) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) 東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、町及び県と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、状況により町及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

4 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、町長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 医療関係活動

- (1) 町及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 町及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動

- (1) 県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第44条に基づき消防庁から緊急消防援助隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合には、特殊災害部隊（N災害）登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 特殊災害部隊（N災害）登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

第10節 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染除去への協力

町及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第11節 緊急輸送・交通の確保

1 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
- (2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
各種資機材等	日本貨物鉄道株式会社 一般社団法人愛知県トラック協会 自衛隊
モニタリング要員避難者等	自衛隊

2 緊急輸送の支援

- (1) 津島警察署は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。
- (2) 津島警察署は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材

及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

第12節 飲料水・食品等の摂取制限等

1 飲料水・食品等の摂取制限等

- (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を町又は水道事業者等に指示又は要請する。
- (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示又は要請する。
- (2) 町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 汚染された食品等の流通防止

町は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100 ベクレル/kg
乳児用食品※2	50 ベクレル/kg
牛乳※3	50 ベクレル/kg
飲料水	10 ベクレル/kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第13節 社会秩序の維持対策の実施

1 治安の確保

町は、津島警察署と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

津島警察署は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

2 流言飛語の防止

町は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

第14節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 町及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、隣接町、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適切な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 町及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明に当たっては、団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

第15節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第16節 県外からの避難者の受入れ

1 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

(1) 県外からの避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。

(2) 緊急的な一時受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(イ) 町に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3) 短期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は町の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、町と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(4) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。

(イ) 災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ウ) 長期的に県内に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 町及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

(3) 町及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第4編 災害復旧

■ 基本方針

- 本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合にあっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
県	第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力 第4節 心身の健康相談の実施 第5節 風評被害等の影響の軽減 第6節 被災中小企業等に対する支援 第7節 物価動向の把握 第9節 災害地域に係る記録等の作成
町	第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力 第3節 各種制限措置の解除 第4節 心身の健康相談の実施 第5節 風評被害等の影響の軽減 第9節 災害地域に係る記録等の作成
4 原子力事業者	第2節1 放射性物質による汚染の除去
津島警察署	第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除
防災関係機関	第2節2 放射性物質による汚染の除去への協力

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4 原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

町は、県が実施する環境放射線モニタリング及び結果の公表に協力する。

モニタリング結果の公表にあたっては、町民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

町及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第3節 各種制限措置の解除

町は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 心身の健康相談の実施

町は、県と連携して緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。

健康相談窓口において町民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 町及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 町及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明に当たっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- (3) 町及び県は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする。

第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、県は、必要に応じ、中小企業高度化事業において「災害復旧貸付け」を行うとともに、融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた対応を行うこととする。

第7節 物価動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

津島警察署は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9節 災害地域に係る記録等の作成

1 災害地域町民の記録の作成

町は、避難及び屋内避難措置をとった町民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、町が行う災害地町民に係る記録に協力する。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくこととする。